

駐車場使用契約書

## 駐車場使用契約書

ホーユウパレス福島松川管理組合（以下「甲」という。）と居住者（以下「乙」という。）とは、ホーユウパレス福島松川管理規約第15条にもとづき次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 甲は駐車場のうち後指定定位置を乙に使用せしめることを約する。

第2条 乙は、使用する自動車を予め甲に届け出（以下「登録者」という。）しなければならない。

乙は前項の届出事項に変更があった場合には、すみやかに甲に届け出なければならない。

第3条 使用料金は後示のとおりとし、乙は毎月甲の指定日までにその翌月分を甲に支払うものとする。

但し、1か月未満の使用料は日割計算によるものとし、支払いの起算日は、鍵の引渡し日の翌日とする。

2 前項の使用料金の支払いは、甲の指定する方法で行うものとする。

第4条 使用期間は後示の通りとする。

2 乙は、前項の使用期間満了前でも1か月に予告して本契約を解約することができる。

3 第1項の使用期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何等の申出がないときは、本契約は1年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

第5条 乙は、駐車場の使用権を他に譲渡又は転貸等を行うことができない。

第6条 乙は、駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 駐車以外の目的に使用すること。
- 二 駐車場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込むこと。
- 三 他の自動車の運転使用を妨げるおそれのある行為をすること。
- 四 前各号に規定するもののほか駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 前項の規定のほか、甲が駐車場の管理上必要な規定等を作成又は変更して、これを乙に通知若しくは適当な場所に掲示したときは、乙はこれを守らなければならない。

第7条 駐車場内において登録車が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、又は天災地変、火災その他の事由により滅失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償

その他一切の責任を負わない。

第8条 乙が第3条の使用料金を延滞する等本契約の条項に著しく違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

第9条 使用期間満了、解約又は契約の解除によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちに使用駐車場を甲に明渡さなければならない。

第10条 本契約期間中に当マンションの管理者が交代した場合にも、本契約上の債権債

駐 車 場	所在地	使用位置	番
登 録 車	車 名	登録番号	
使 用 料 金	月 額	円	
使 用 期 間	年 月 日 から		年 月 日

務は承継される。

第11条 本契約に定めのない事項については、甲・乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

上記契約の証として本契約書2通を作成し署名押印の上、甲・乙各1通を保持する。

年 月 日

甲（管理組合）      ホーユウパレス福島松川

乙（居住者）      住戸番号      号室  
氏 名

印